

令和8年度生産新資材導入支援事業 公募要領

1. 目的

キク生産はマルチ被覆栽培で行われているが、近年、廃プラスチック処理費用の高騰およびその処理にかかる環境負荷が問題となっている。また、人手不足や人件費削減のため、マルチの剥ぎ取り・回収作業の省力化が求められている。そこで、生分解性マルチの普及を推進し、廃プラスチック処理にかかる処理費用、環境負荷の低減、作業の省力化をすることにより、収益性の向上を図る。

2. 事業の内容

事業内容	予算額
キク栽培における生分解性マルチの導入	120千円

3. 補助対象経費

下記の経費を補助対象経費とする。
キク栽培で用いられる生分解性マルチの導入経費。

4. 補助率

予算の範囲内で補助対象経費の3/10以内を補助。

5. 補助額

応募のあった補助対象者の補助額が予算額を超えた場合は、予算額を補助対象である生分解性マルチ導入本数の合計により除して交付単価を決定し、各事業実施主体の補助対象本数で乗算して補助額を算出し、100円未満を切り捨てることとする。この際、補助対象本数は、1本あたり200m巻に換算した本数とする。

6. 補助対象となる条件

下記の(1)～(3)の全てを満たすものとする。

- (1) キク栽培に用いるための生分解性マルチを事業実施年度内に購入すること。原則として、本事業で購入した生分解性マルチは事業実施年度内に展張すること。ただし、キク栽培時期の都合上、事業実施年度内に生分解性マルチを展張できない場合は、翌年度9月末までに展張し、展張状況について、生産新資材導入支援事業実施状況報告書(別記様式E)を展張完了後1カ月以内に提出すること。
- (2) 補助対象者は、事業実施後3年間はキクを必ず作付けし、生産新資材導入支援事業実績報告書(別記様式D)および生産新資材導入支援事業評価書(別記様式F)を県に提出すること。
- (3) 県内の農地で使用すること。

7. 事業実施主体

下記に該当するものとする。

奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体で、以下の条件を満たすもの。

- ・代表者の定めがあること。
- ・組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
- ・団体名義の口座において補助金の管理ができること。

8. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定のあった日から令和9年3月31日までとする。

9. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する事業実施主体は、別に定める応募期間中に、奈良県食農部農業水産振興課長あてに生産新資材導入支援事業申請書（別紙様式）を提出する。

10. 事業実施主体の選定について

提出された事業申請書（別紙様式）について審査を行い、適正であると認められた場合には事業実施主体として認定する。